

(書式6)

## 意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

|              |                               |    |    |
|--------------|-------------------------------|----|----|
| 施策案の名称       | 第10期取手市高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画 |    |    |
| 意見募集期間       | 令和6年1月15日から令和6年2月14日まで        |    |    |
| 意見提出者数       | 1人                            |    |    |
| 提出意見数        | 2件                            |    |    |
| 意見項目数        | 2件                            |    |    |
| 意見提出の内訳      | 直接窓口へ持参                       | 1人 | 2件 |
|              | 郵送                            | 人  | 件  |
|              | ファクス                          | 人  | 件  |
|              | 電子メール                         | 人  | 件  |
| 意見の反映結果      | A 案に反映させたもの(反映・修正箇所がわかるものを添付) |    | 件  |
|              | B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの        |    | 2件 |
|              | C 今後の取り組みにおいて参考にするもの          |    | 件  |
|              | D 案に反映できないもの                  |    | 件  |
|              | E その他(感想・賛否のみなど)              |    | 件  |
| 匿名等による意見提出者数 | 0人                            |    |    |

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市(実施機関)の考え方を掲載しています。

※類似の意見に対しては、まとめて市(実施機関)の考え方を掲載したものがあある場合は、意見項目数と一致しません。

※詳細は別紙のとおり。

## 提出された意見と市の考え方

| 番号 | 該当ページ                | 意見  | 市（実施機関）の考え方  | 反映区分 |
|----|----------------------|---|--|------|
| 1  | P13<br>取手市の介護保険事業の状況 | <p>①取手市の65歳以上の要介護認定率は、令和5年で15.0%と全国的にみても低い割合となっている。2023年11月時点での茨城県全体の要介護認定率が15.6%（全国1位）であることから県での取手市の位置は比較的良好状態と言える。ちなみに、大阪（22.6%）や京都（21.8%）のように、20%以上になっていないことによって、介護保険料を納めている我々取手市民にとっては、経済負担が少なく、良い結果となっている。何故、茨城県や取手市が、他県と比べ、要介護認定率が大幅に低いのか、その要因の解明が待たれる。一方、計画書では、要介護認定率は令和8年度、17.1%、令和22年度、19.6%と増加が見込まれている。要介護認定者数も、令和5年度、5,614人、令和8年度、6,197人、令和22年度には、6,745人と絶対数でも増加傾向となっている。これに対応して、介護給付費も7,789百万円（令和5年度）から10,144百万円（令和22年度）と大幅増加である。おおよそ毎年2～3億円の増加が見られる。他方において、令和5年度に発表された「国立社会保障・人口問題研究所」のデータでは、取手市の人口は、2025年（令和7年度）101,460人であるが、2040年（令和22年）には、86,995人と推測されている。（当該計画書では、取手市の人口は、令和22年度90,150人）すなわち、介護給付費は毎年増加、人口は毎年減少という将来環境のなかで、いわゆる「持続可能で質の高い介護サービス」を維持するには、財務基盤の確保が必要にな</p> | <p>①1ページ「1計画策定の趣旨」の項目でお示ししておりますが、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中、高齢者人口はほぼ横ばいであるものの、介護ニーズの高まる85歳以上人口が急速に増加することを踏まえ、中長期的な介護保険サービスと地域支援事業の必要な見込み量を定めるとともに、地域ケアシステムの推進、成年後見制度の利用促進に関する施策について、計画を位置付けています。</p> | B    |

(書式6)

|   |                             |   |   |   |
|---|-----------------------------|---|---|---|
|   |                             | <p>る。将来的に、人口減少による収入（介護保険料）の減少と要介護認定者の増加による支出（介護保険サービス）により、今後、収支赤字も見込まれ、十分な介護保険サービスの享受が限界を迎える可能性がある。</p>   |   |   |
| 2 | P51<br>地域介護<br>予防活動<br>支援事業 | <p>②このような状態が危惧されるなか、要介護認定者を増加させない対応が必要ではないかと思われる。既に取手市では、介護予防事業が、住民による住民へのボランティア活動として定着しており、このような活動をより広範囲に拡大発展していく必要があるのではと考えられる。これらの体操に、今以上の多くの高齢者を市内全域で参加させることにより、要介護認定者を少なくさせる、あるいは、要介護になる時期を出来るだけ遅らせることが出来る。事実、「つくば大学」の研究では、シルバーリハビリ体操への参加人数が多くなれば、要介護認定者が減少するという事が「利根町」の事例で、科学的証明されている。住民によるボランティア事業であることから、少ない資金援助で大きな効果が得られる。介護給付費用7,798百万円（令和5年度）より極めて少ない投資額で済むはずである。要介護認定者での介護サービスと同時に、要介護認定者にならないための予防事業にこれまで以上に目を向けるべきかと思われる。ボランティア団体が自ら率先して体操の普及・宣伝活動を行うことで、取手市の第1～第5圏域の集会所・公民館等で数多く、きめ細かく体操教室が実施されることで、行政にとっても、人的資源の節約になり、メリットが大きいはずである。</p> | <p>②41ページでお示しのとおり、「介護予防・健康づくりと生涯活躍の場づくりの推進」を本計画の基本目標の1つとし、高齢者の健康づくりの推進、介護予防とフレイル対策、高齢者の生きがいくりの推進の施策を展開し、高齢者の健康維持のための運動や就労、生涯学習活動を通じた社会参加による生きがいくりを推進していきます。</p> | B |

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、

(書式6)

意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

